



内田 保議員

Q 太陽光発電計画のガイドラインの改正や条例の制定を

A ガイドラインを見直し、条例制定はしない

太陽光発電設備導入に適切な措置を

問 法令を無視して違法伐採をした事業者に厳しい処置が必要と考える。事業者にとどのような指導・ペナルティを実施したか。

答 鈴木建設経済部長
林野庁が示す事務処理マニュアルにより、伐採届に顛末書を添えて提出すること、伐採届を提出するまでの期間は伐採作業を中断するよう指導した。

問 自家消費目的の9.9kWの発電パネルだが全体では25・2kW発電の報告で、10kWをはるかに超える。明らかに自家消費でなく、売電目的と思われる。違法な計画と思わなかったのか。

答 大岩厚生部長
発電能力が25・2kWであるものに、9.9kWのパワーコンディショナーを

設置し、10kW未満とする計画であり、農業を行うための散水設備や照明、ビニールハウスの空調設備等の自家消費が目的だったため、町ガイドラインの届が必要ないと判断した。

問 自家消費中心でない、10kWをはるかに超える売電目的の工事なのに届出がない。町としてガイドラインを見直し、「太陽光発電設備条例」を作るべきではないか。

答 大岩厚生部長
10kW未満で自家消費を目的とするものとして、町が想定していたのは、住宅や事業所の屋根に設置するものであり、今回の事案は想定していなかった。ガイドラインの改善は必要であると考

えている。ガイドラインの見直しを行うことで「発電設備の工事の抜け穴」を防ぐことができると考えているので条例制

定は考えていない。

問 今後の計画で、町として土砂災害・水害の防止、自然環境や景観の保全に配慮した土地の区分（ゾーニング）をして業者に示すべきではないか。

答 大岩厚生部長
適正な設置場所を個別で具体的に決めることは困難なため、ガイドラインにおいて自粛を求め、区域を示している。今後は他市町の条例、ガイドラインを参考に地すべり防止法など他法令等で規制のある区域について自粛区域に追加するよう検討を進め、より充実したものにしていきたい。



伐採後の内海榎の木交差点の周辺

要介護認定者の控除拡大を

問 他市町で多く実施されている、すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付し、要介護者の生活を助けることが必要ではないか。

答 大岩厚生部長
「障がい者控除対象者認定書」は仮に障がい者控除対象者になったとしても必ずしもそのすべての方が申告の必要がないことから、特に必要と思われる前年度に認定書を発行した方に対して事前に送付する取り扱いを変更する考えは今はない。